

酒井家庄内入部 400 年記念事業ロゴマーク  
使用取扱要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は酒井家庄内入部 400 年記念事業ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(ロゴマーク)

第 2 条 ロゴマークは、別記に定める図柄とする。

(ロゴマークに関する権利)

第 3 条 ロゴマークに関する著作権等の一切の権利は、酒井家庄内入部 400 年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）に帰属する。

(使用の申請)

第 4 条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ使用申請書（様式第 1 号）を、酒井家庄内入部 400 年記念事業実行委員会実行委員長（以下「実行委員長」という。）に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 学校において教育等の目的で使用する場合
- (2) 新聞、テレビ等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 実行委員会を構成する団体等が、酒井家庄内入部 400 年記念事業の取組を PR する目的で使用する場合
- (4) その他、実行委員長が適当と認める場合

(使用の承認等)

第 5 条 実行委員長は、前条の使用申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、使用を承認するときは使用承認通知書（様式第 2 号）、承認しないときは使用不承認通知書（様式第 3 号）を申請者に送付するものとする。

- 2 実行委員長は、前項の規定により承認をする場合において、その使用方法について条件を付することができる。
- 3 実行委員長は、第 1 項の規定により承認をする場合において、ロゴマークを使用した企画等を実行委員会による印刷物、公式サイト等へ掲載できる。
- 4 実行委員長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を承認しないものとする。
  - (1) 法令または公序良俗に反するもの、または反するおそれがある場合
  - (2) 実行委員会の信用や品位を害するおそれがある場合
  - (3) 第三者の誤解を招き、または利益を害するおそれがある場合
  - (4) 特定の個人、政治、思想、宗教の活動を支援するもの、または支援するおそれがある場合
  - (5) その他、その使用が不適當と認められる場合

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第7条 ロゴマークの使用期間は、使用承認を受けた日から、令和6年(2023年)3月  
末までとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 第5条の規定によるロゴマークを使用する者(以下「使用者」という。)は、  
次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた内容のみに使用すること
- (2) 第5条第2項の規定により付された条件に従うこと
- (3) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと
- (4) 「酒井家庄内入部400年記念事業ロゴマーク使用規定」に沿って適切に使用  
すること
- (5) ロゴマークを自己の商標若しくは意匠に使用せず、または商標権、意匠権等の  
知的財産権の申請をしないこと
- (6) 第5条の承認を受けた権利を譲渡または転貸しないこと。
- (7) ロゴマークを使用した商品の製造または役務を他の者に委託する場合は、  
その受託者が本要綱の規定に違反しないよう、管理、監督その他必要な措置  
を講ずること

(承認内容の変更)

第9条 使用者は、ロゴマークの使用の承認を受けた内容を変更しようとするときは、  
あらかじめ、使用変更申請書(様式第4号)を実行委員長に提出しなければならない。

- 2 実行委員長は、使用変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更を  
承認する場合は承認通知書、変更を承認しない場合は不承認通知書を使用者に送付す  
るものとする。

(報告及び調査)

第10条 使用者は、ロゴマークを使用した実際の物品等を、実行委員長に提出しなけ  
ればならない。ただし、当該物品等の提出が困難であると認められるものについては、  
その写真等の提出をもって、これに代えることができる。

- 2 実行委員長は、必要に応じて、使用者に対し、ロゴマークの使用状況について報告  
を求め、または調査を行うことができる。

(承認の取り消し等)

第11条 実行委員長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマーク  
の使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 使用の申請または変更の申請の内容に虚偽があることが判明した場合
- (2) 使用者が第8条各号に掲げる事項を遵守しない場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、ロゴマークを継続して使用することが不適當であると実行委員長が認めた場合

2 実行委員長は、前項の規定により承認を取り消すときは、承認取消通知書(様式第5号)を使用者に送付するものとする。

3 使用者は、前項の規定による通知を受けた日以後、ロゴマークを使用した物品等の使用、配布、販売、掲示等または役務の提供をしてはならない。

(免責事項、損失補償等の責任)

第12条 実行委員会は、本要綱により、ロゴマークの使用に伴って使用者に生じた損害について一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークの使用により第三者に損害を与えたときは、その全責任を負うものとする。ロゴマークの使用の承認の取り消しにより、使用者または第三者に生じた損害についても同様とする。

3 使用者は、ロゴマークの使用による事故、苦情が発生したときは、自らの責任のもとに、適切な措置を講じなければならない。事故、苦情が発生したときは、使用者は速やかにその内容について、実行委員会に報告しなければならない。

4 前項に規定する事故、苦情について、実行委員会は一切の責任を負わない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記（第2条関係）

<p>フルカラー</p>	 <p>酒井家庄内入部400年</p>
<p>モノクロ1</p>	 <p>酒井家庄内入部400年</p>
<p>モノクロ2</p>	 <p>酒井家庄内入部400年</p>